

事業主の皆様へ

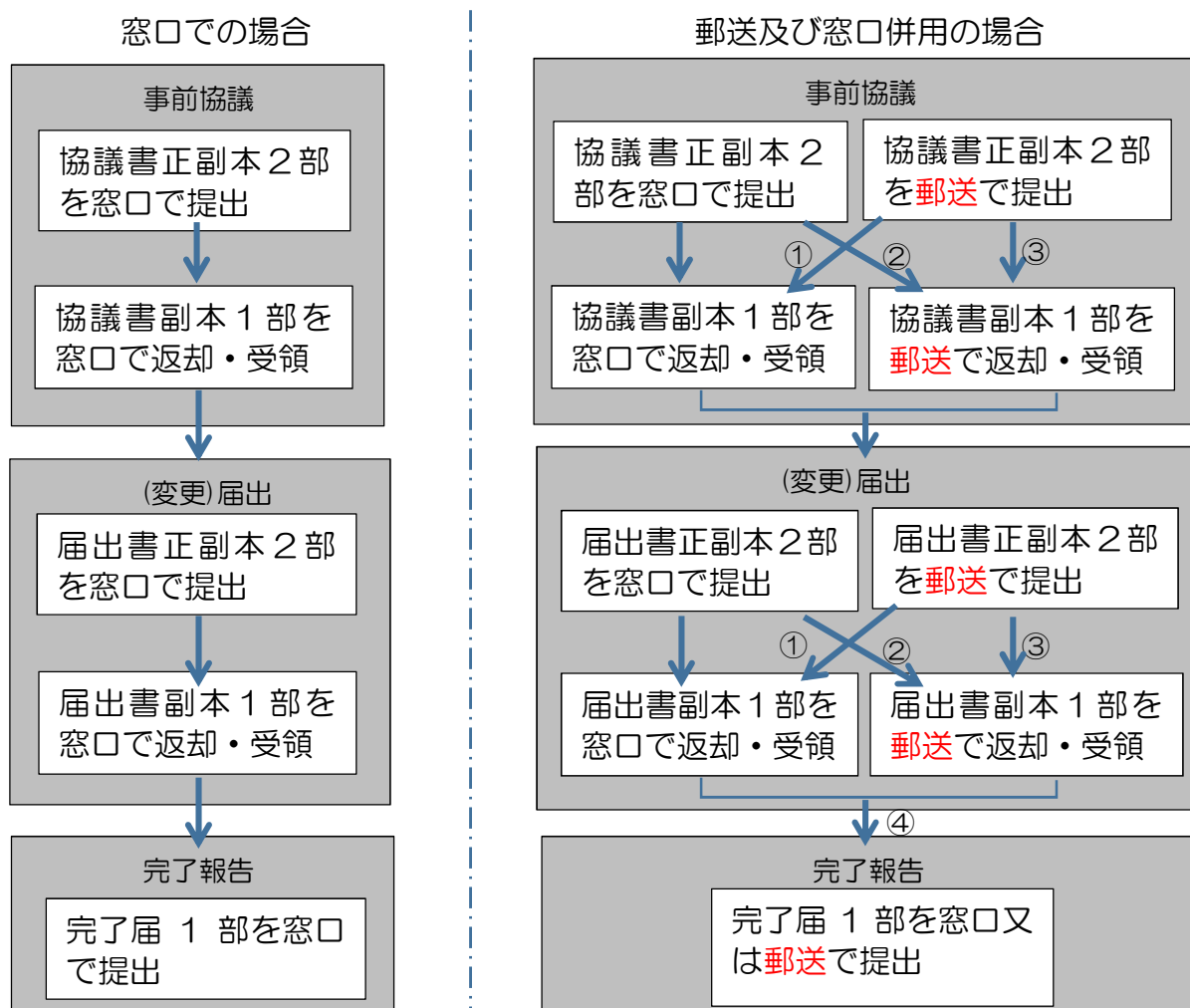
景観法および平塚市景観条例に基づく手続きの郵送対応について

平塚市内における建築物の建築や工作物の建設などの行為について、景観法及び平塚市景観条例に基づき、事前協議及び届出（※届出内容に変更が出た場合は、変更の届出）を、通常、窓口で受付と副本の返却をおこなっておりますが、**郵送でも対応しております。**

つきましては、下記「手続きフロー」及び「郵送で行う場合の注意事項」をご参照いただき、ご活用ください。

なお、郵送による手続きの場合は、郵送等に時間が掛かりますので、余裕を持って手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

■手続きフロー



■郵送で行う場合の注意事項

- ① 協議書、届出書を郵送→窓口で受け取る場合
 - ・ 協議書、届出書を送付した旨を、下記まちづくり政策課都市景観担当まで電話連絡してください。その際に伝えていただく内容は、**事業主名、行為所在地名、発送日、連絡先**を職員に伝えてください。
 - ・ 協議書、届出書の決裁が出来ましたら、市から受け取りに来ていただく旨の電話連絡を差し上げます。

- ② 協議書、届出書を窓口→郵送で受け取る場合
窓口での受付時に**返信用封筒1通**（副本1冊分の重量に対応した**切手を貼ったもの**で受領者の宛先を記載した**角2封筒又はレターパック等**）をご用意してください。

- ③ 協議書、届出書を郵送→郵送で受け取る場合
協議書、届出書を郵送で行う場合は、正副2部の他**返信用封筒1通**（副本1冊分の重量に対応した**切手を貼ったもの**で受領者の宛先を記載した**角2封筒又はレターパック等**）を同封してください。

- ④ 完了報告書を郵送する場合
完了報告書を送付した旨を下記まちづくり政策課都市景観担当まで宛まで電話連絡してください。その際に伝えていただく内容は、**事業主名、行為所在地名、発送日、連絡先**を職員に伝えてください。

※ 協議書、届出書、完了報告書に訂正等がある場合は、指摘事項をメール又はFAX致しますので、メール又はFAXでの対応にご協力をお願いします。
なお、メール又はFAXでの訂正が不可能な場合については、訂正されたものを郵送していただく場合があります。

■連絡先

宛 名 平塚市役所 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市景観担当
郵便番号 254-8686
住 所 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電 話 0463-21-8781（まちづくり政策課直通）
F A X 0463-21-9769
E-mail machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp